

平成25年3月

議会運営委員会会議録

平成25年3月22日（金曜日）

午後2時58分から

午後3時31分まで

第3委員会室

◎出席委員（8名）

委員長	矢 幡 秀 則 君	副委員長	三 浦 知 里 君
	柴 田 浩 行 君		水 野 正 光 君
	久 世 高 裕 君		吉 田 鋭 夫 君
	稲 垣 民 夫 君		市 橋 円 広 君
議 長	山 田 拓 郎 君	副 議 長	上 村 良 一 君

◎欠席委員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	加 藤 正 博 君	議事課長	丹 羽 巧 君
統括主査	舟 橋 きよみ 君		

〈開会 午後2時58分〉

◎委員長(矢幡秀則君) 全員、出席ですので、ただいまより、議会運営委員会を開催いたします。最初に、5月臨時会、6月定例会の会期日程（案）について事務局から説明をお願いします。

◎議事課長(丹羽巧君) 次第の後ろをめぐっていただきますと、5月臨時会の会期日程（案）ということで示させていただきました。5月9日（木）開会の、13日（月）閉会になっています。こちら臨時会ですので、付託の付議事件といたしましては、今回、議長の改選になる予定ですので、議長の辞任許可というかたちで、副議長の改選もありますけれども、副議長の改選につきましては、議長が決まった後になりますので、頭出しは議長の辞任許可というかたちで出してあります。常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、役員改選として、正味3日間とらせていただきました。今年度と昨年度の状況をみさせていただきますと、立候補制の導入により2日ぐらいで終わるのではないかと見込んでおりますので、月曜日が予備日と考えさせていただき、このようなかたちで日程を組ませていただきました。こちら、一枚はねていただきますと、地方自治法の抜粋が載せてあります。臨時会につきましては、通常議会というのは、市長が招集

するかたちになっていて、第 101 条の一項に長がこれを招集するというようなことで、定例会の 4 回については、これを使ってやっております。第二項を使いまして、今回、やっていただきたいと考えております。議会運営委員会の議決が必要になりますので、ここで決めていただいて、市長に対して、付議すべき事件を示して議長から臨時会の招集を請求するということができます。ちなみに、改選期につきましては、第三項のところですね、昨年度になりますけれど、これはだいたい会派の代表の方にサインをしていただいで行いうようなかたちになっています。4 年に 1 回だけ代表監査委員の選任が丁度、この臨時会に重なりますが、代表監査員の選出が遅れていたもので二項を使ったのですけれども、4 年に 1 回だけは、市長が請求してやるというかたちなので、僕も実はあまりこのへんを認識せずにやっていたのですけれども、このようなかたちになっていますのでお伝えしておきます。もう一枚はねていただきますと、6 月定例会の会期日程（案）を示してあります。6 月定例会につきましては、6 月 3 日（月）開会しまして、24 日（月）閉会になっています。右側の欄外にかいてありますけれども、4 日、5 日が市長会の日程になっていますので、市長のヒアリング等々を考慮いたしまして、4 日間精読期間を設けております。25 年度については、年間予定を事務局でつくっているのですが、全員協議会が必ず入るという想定のもとに、一般質問 4 日、議案質疑 2 日、全員協議会 1 日、部門委員会 3 日で予定を組ませていただきました。6 月定例会につきましては、例年の実績ではそんなに議案がないのですが、とりあえず、このようなかたちで組みましたので、週明けの 24 日（月）が最終日となっていますのでよろしくお願ひします。以上です。

◎委員長（矢幡秀則君） ただいまの説明に対し、何かご質問があればお願ひします。

はい、議長。

◎議長（山田拓郎君） 申し訳ないですけれど、その定例会前の議運の日の確認だけお願ひ

します。

◎議事課長（丹羽巧君） 議運と全協をやっていただきますので、5 月臨時会につきまして

は、5 月 9 日（木）が開会ですので、1 週間前の 5 月 2 日（木）、9 時半から議運で、10 時から全協をお願ひしたいとおもいます。6 月は 6 月 3 日開会なので、5 月 27 日（月）で、9 時半から議運で、10 時から全協になります。こちらについては 5 月の臨時会で役員改選になりますので、新しいメンバーでとなりますが 5 月 27 日（月）でお願ひします。

◎議長（山田拓郎君） 議運に関係あるかな。次年度からは、定例会の前には、議会の日程と上程議案の概要について、議会運営委員会が愛知北 FM で、告知をするということがすでに決まっているものですから、その日程も調整して、当然、新しい体制になってからですけれど、忘れないように。

◎委員長（矢幡秀則君） はい、事務局、FM のね。

◎議事課長（丹羽巧君） 一応、木曜日の 8 時半から 20 分間ということで、開会日のまえに粥川のほうで日程調整をしているので、もう決まっていることは決まっているので、とってあります。

◎委員長（矢幡秀則君） その日の議運のまえにやるということだね。その日の8時から。

◎議事課長（丹羽巧君） 議運から開会の間までをとらせていただいています。

◎委員長（矢幡秀則君） はい、わかりました。ほかに何かありますか。よろしいですか。それでは、このような日程としてよろしいでしょうか。

（「はい」。の声）

◎委員長（矢幡秀則君） それでは、事務局提示の案のとおりとし、5月臨時会は、議長から市長に対し招集を請求するよう進めてもらいます。つぎに、「討論の通告期限等について」を議題といたします。この件につきましては、前回の議運で事務局案をもとに協議いたしましたが、結論がでませんでした。前回の議論を踏まえ、まずは事務局から説明をお願いします。

◎議事課長（丹羽巧君） こちらも、前回と同じ資料ですけれども日程（案）の裏につけさせていただきました。前回の議論のときに、各会派の意見等々、まだ調整できていないという話でしたので、各会派でどんな意見があったのかということ、後でご協議をお願いします。1点だけ前回の議運で諮った後に、このあいの補正予算審議のときに修正案がでていまして、いままで、今の補正予算で審議が分かれた3月の補正予算の、開期から2、3日後にやるのですが、ここで分かれたことはなかったんじゃないとおもったのですが、今回、たまたま修正案がでてきて、賛成討論、反対討論というものがありました。そうしますと、実は、この討論に当てはまらないようなので、これですと委員会の最終日、今の補正予算審議については、当日に委員会付託から全部やってしまいますので、ちょっと、これは、そのかたちに当てはまらないということがありました。今日も実は、修正案がでました。便宜上は修正案が昨日であるとわかっていたのですが、追加日程になっているので、本当は、今日であるということなので、それに対する討論の通告をこのような日程でいいのかと考えつつ、事前にわかっている、今回については、原案の賛成、反対討論もありましたので、昨日中をお願いをさせていただいているのですが、何か1つ緊急な場合はということを追加したほうがいいのかということは、事務局で考えていたところですが。これが、前回ちょっと、協議いただいた後に実際運用しておもったこととなります。

◎委員長（矢幡秀則君） はい、わかりました。それでは、まず、先日、皆さんに、会派に持ち帰って意見を聞くということでしたので、先にやりたいとおもいます。会派のかた、持ち帰ってどういうふうになったのかを、お答え願いたいとおもいますけれど。

◎8番（久世高裕君） 清風会は、修正案の午前11時ということで、問題ないということです。口頭で事前に通告は、委員会最終日の5時だったのを3時くらいがいいのではないかとことにいたりしました。以上です。

◎3番（柴田浩行君） 犬山市民クラブは、前回も申しあげましたけれど、これまでどおりで
 お願いします。

◎5番（水野正光君） とくに、あれですが、色々なケースが、先ほど課長がいわれた様

なことが。まあ、常識的な範囲でね、問題ない話なんだけど。色々なケースがあるから、例外的なものも入れておかないと。整合性がなくなるから。

◎委員長（矢幡秀則君） それは、また後にして、この間、持ち帰った分については、どうですか。午前中なのか、5時なのか、協議してもらいたいということ。

◎5番（水野正光君） 時間的にやってなかったもので。

◎18番（三浦知里君） 公明クラブとしては、この5時とか11時ってことばをいれると、なかなか縛りがあって難しいので、委員会終了後、速やかにというちょっと、逃げみたいな、そういうことに。今、課長がいわれた様に、色々なパターンが想定できたので、そういうことばにしたのですが、時間を区切ったほうがいいのかかわからないですけど、一応、速やかにということ。

◎2番（市橋円広君） 委員会の最終日、午後3時くらいがいいのではという話がでているのですけれど、いまの話で、3日目の3時までに終わらなかったらどうするのだという問題もありますが、午後3時くらいを目安にということ。

◎委員長（矢幡秀則君） 色々意見もございまして、今日、議論しても話が終わらないかなあとおもいます。さっきの、課長の意見もありまして、補正をやったとき、1日で終わる場合もありますから、この件についても、同時に、もう一度持ち帰っていただいて、再協議をしたいとおもいますけれど、よろしいですか。そうしたほうが。はい、吉田委員。

◎9番（吉田鋭夫君） 色々なパターンがある、「速やかに」ということばで、お互い紳士的なかたちでいくべきものであるので、いいね、速やかにというのは。すべてに適應されるね。

◎議長（山田拓郎君） ただ、今も、委員会最終日というふうに限定されると、修正案が補正予算の関係になると、だめなんです、税制改正の要求とか、4月に。今年はないんですけど、ちょっと文言を。「速やかに」は、いいのですけれど。

◎9番（吉田鋭夫君） 反対討論をだしておいた時点で決めたあとに、「速やかに」。

◎議長（山田拓郎君） 万が一、結局その討論の準備ができないといけないから、通告があった後、討論に必要な時間をとるというただし書きでいれるかですね。「ただし、討論に必要な時間を確保する」みたいなことを。いきなりぎりぎりですべて、さあ討論どうするんだといわれても、そうならないものだから。

◎18番（三浦知里君） さっき、久世委員もいわれたのですけれど、ただし書きの反対討論の事前に口頭で議長に通告。この部分が一番大事かなとおもって、準備するにあたって。今回の補正の時もそうだったんですが、最終日ぎりぎり、ただ、いままでできてきた事項だったので、予想ができたのですけれど、新しいものだったらやはり修正に反対するときの準備っていうのが、時間がなくなるので、その部分の時間確保というのは、しっかりとやらないといけないということ、やってみておもいましたので。

◎議長（山田拓郎君） 緊急に通告があった場合は、討論に必要な時間をとることみたいな。

◎委員長（矢幡秀則君） そうだね。事務局にお願いしたいのだけど、ちょっとそのと

ころの文言を、補正とか一日で終わる緊急場合のことも考えて、つくっていただけますかね。一度（案）をだしてもらって、皆さんにみてもらったほうが早いとおもいますが、どうですか、皆さん、それでよろしいですか。

（「はい」。の声）

◎委員長（矢幡秀則君） よろしいですか。そのように事務局（案）をみて、皆さんに検討

してもらって、再度、協議します。次に、「3月定例会の一般質問の通告について」を議題といたします。この件につきましては、3月定例会の市長施政方針演説に対する一般質問に関し、私がちょっと疑問に感じたことを事務局に確認しましたが、申し合わせ事項には記載がないとのことでしたので、ここで議論したいと思い議題としました。まずは、事務局から説明をお願いします。

◎議事課長（丹羽巧君） こちらもですね、事務局も経験年数が短いので、長い稲垣委員や、

議長がひょっとして、申し合わせにはのっていないのですが、決めごととかあったら教えてほしいと思わせていただいております。実は、3月定例会につきましては施政方針演説がありますので、施政方針演説を聞いて質問をしたいというような議員の方がいらっしゃるのかなとおもいました。とくに、今回、矢幡議員は通告をしておりますので、施政方針演説を聞いて、矢幡議員が質問したいというなかたちになった場合、質問は、僕は認めるべきじゃないかなとおもっているのですけれども。弊害としては、そうなった場合に、一般質問の順番を、もう、開会日に決めているので、施政方針の締め切りは、開会日の翌日ということになっているので、決まってしまった後に入り込むというのはどうかなということがありましたので、まえは、こういうことをしていたということがあったなら、教えてほしいということと、もう1点、施政方針演説の質問をしたい場合について、事前に、最初にだすときに、施政方針演説というのを、空欄に記述して通告するっていうのを、皆さん方やっているのですが、これって、したい人は必ずやっておかなきゃいけないものなのか、もし、例えば3件だしておいて、施政方針演説を聞いて、4件目で追加するということは可能なのかなのか。いままで、去年、今年については、そういった事例がないものですから。実は、大沢議員にそれを聞かれましたので、僕は、それは書かなくてもいいのではないかと思ったのですけれども、大沢議員は他の人たちとあわせて、一番最後に施政方針を入れていました。結局、施政方針演説についてはやめたので、後で、きられたのですけれども、どのように取扱いをすればいいかを、もし、決まっていなければ決めていただいたほうがいいのかとおもい、説明とさせていただきます。

◎議長（山田拓郎君） 最初にでた順番、施政方針で通告しておかないと後から入れた場合に、順番で、どうということ。

◎委員長（矢幡秀則君） そういうことではなくて、たとえば、10日に一般質問の通告が終わりますね、施政方針が、その3日後にたとえばなったとしますね、そこで通告してもいいのか、わるいのかというふうになったものですから。

- ◎19番（稲垣民夫君） 通告は、前日、だしますね、そのときに、施政方針もやる予定であれば、通告だけはしておく。中身はきかないとわからないですから、中身は施政方針あった次の日の午前中までに。やるかやらないかの通告だけは前日までにいれておく。ただし、施政方針の話聞いて特に思っていたような要件でなければ、取り下げもかまわない。とりあえず、通告で喋るときには、施政方針についてということで件名にいれておくというような。もう一度確認して。
- ◎議長（山田拓郎君） 我々の認識も、通告だけはしておいて、聞いて必要があればそこにいれるという。それで、どうあるべきかであるかに関しては、課長がいったように、やるかやらないか、とりあえず通告するっていうよりも、実際は聞いて問題意識が発生することもありますから、僕は、通告を聞いた後に通告を認めても、個人的には認めてあげたいとおもっています。聞いてはじめてそりゃあやらないかんと、僕はおもう。
- ◎委員長（矢幡秀則君） 今回、やっていいですかといったら、締め切ってしまっていたので、通告の申し込みはしてないですから。
- ◎議長（山田拓郎君） 規則上、記述ある。そのケースじゃなくて、どういう記述になっていたかな。会議規則のなかでは。
- ◎議事課長（丹羽巧君） 一般質問は議長が許可をすれば許すっていうのが。矢幡委員長がいわれるのは、一般質問の順番が5, 5, 4, 4で今回、決まっていたよね。矢幡委員長これにはいっていないので施政方針演説だけやりたいのに順番が、最後に入ると5, 5, 4, 5になるわけなので、それを開会日の後で順番を議運で仮に決めてしまうので、3月定例会だけ開会日じゃなくて、施政方針演説を聞いてから順番を決めるというかたちしておいたほうがいいのかなとおもったので。
- ◎議長（山田拓郎君） それは、施政方針に対する質問のうけ方を決めてから考えればいいことだから、それを先に議論するとぐちゃぐちゃになってしまうので、まず、施政方針に対する通告のありかたを決めて、具体的なうけ方は、次の段階で考えればいいとおもいますよ。
- ◎委員長（矢幡秀則君） どうですか、皆さん。 はい、久世委員。
- ◎8番（久世高裕君） 問題は中身だとおもうので、慣例は慣例だとおもうので、認める方向でいいとおもいます。
- ◎委員長（矢幡秀則君） はい、水野委員。
- ◎5番（水野正光君） 基本的にはやはり議員は議員のあれで一般質問をするということが大事だけど、ただ、実務上今までの部分は項目にいれて、いい部分があるので、それは残さなきゃいけない。一般質問の締め切りの申し合わせ事項があるね、そこの例外規定を作らないといけないのじゃないの。そうでもない。
- ◎委員長（矢幡秀則君） そうですね、申し合わせのなかに入れた方がいいと、私はおもいますけど。
- ◎5番（水野正光君） 一般質問通告の申し合わせ事項だとそれは、できない。何時までって決めてしまったから。
- ◎議事課長（丹羽巧君） できないわけではなく、いまの人数が変わってしまうという弊

害があるだけです。

◎5番（水野正光君） それだけだね。

◎委員長（矢幡秀則君） 議運も、もう1回開かなきゃいけないね。申し合わせ事項の下に括弧で何かいれればと私はおもっていましたが。

◎議長（山田拓郎君） ただし、施政方針については、こういう取扱いにするという。

◎委員長（矢幡秀則君） どうですか、今の議長の（案）で。「ただし、施政方針については、」という申し合わせ事項をいれたら。どうなんでしょう。

◎18番（三浦知里君） いままで、そういうことがなかったから、通告が全くなくなって、施政方針だけがやりたくなかったというのは、多分、今まで聞いたことがない。

◎議長（山田拓郎君） ないというか、ようするに、上げるだけ上げておいて、聞いてなかったら取り下げることやってきたのでなかったってことですよね。

◎18番（三浦知里君） そうだね、一項目、施政方針だけポンと。

◎議長（山田拓郎君） それはない。

◎委員長（矢幡秀則君） 副議長。

◎副議長（上村良一君） 例えば、通常の件名が4件、3件ある方は、通告すると。それがなくて、施政方針だけ聞いて、やりたいよということであれば、その人っていうのは、毎回限られるわけですよ。3月定例会ということも一つ限られるし、通告を出していない人も限られる。ほかは、件名あげていないのが20人中18人通告をだしていれば、あと2人施政方針を聞いてやるということですから、ここはもう、組み入れておけばいい。やるやらないは別にして用意しておく。たとえば、極論だから施政方針だけやるという議員さんだけ該当するのが。件名あげてないのだけど、施政方針だけはやるよ。

◎議長（山田拓郎君） 施政方針だけやらない人いますよ。施政方針入れずに通告を3つぐらいして、聞いてわたし、やっぱり聞きたいから追加するで。という人だっていますよ。

◎9番（吉田鋭夫君） まあ、権利としては、すべて質問する権利はあるし、通告のルールやら、実務的な部分やら、色々な件でどうするかっていう、さっきの上村副議長ではありませんが、特殊な例というふうな、盛り込んだ申し合わせをつくるか、つくらないかというふうで、基本的には議運で開いて突発的なことを決めればいいわけだけでも、権利は全部あるわけですので、みなさん、それは了解だわね。やるっていう方向で。但し、実務的な順番取りがすぼっと、追加することは簡単ですけど、すぼっとわくで思いっきり休憩ができちゃうという、実務的な部分をどうするかということですね。だから、さっきの申し合わせで互いにスムーズに行くように紳士的にいくことが、基本の申し合わせでもあるわけですので、そのへんをふまえ、例をつくっていただいてどれがいいかというところで、根本的なことは、皆さん、了解しているので、実務的な部分だとおもいますので。

◎議長（山田拓郎君） 逆にそういう弊害がでてくる。今、吉田委員がおっしゃるように、施政方針だけ通告しておいて、いいこといったからやっぱりやめるわ。という人がいるかもしれない。そこだけぼーんとなって後ろの順番、前倒しにしてしまう弊害がある。

- ◎委員長（矢幡秀則君） 今回、提案をだしたのは、たぶん、これからこういうことがあるかもしれないから、これおかしいなとおもってやったんだけども。
- ◎9番（吉田鋭夫君） あってはいけないように紳士的にいことができる状態にということ。
- ◎議長（山田拓郎君） だからできる状態を確保しておけばいいんだわね。今は、何の決めがないもんだから、どうしたらいいかってことになっているんで。
- ◎委員長（矢幡秀則君） みなさん、どうでしょう。さっき、議長がいったその下に括弧書きで申し合わせ事項のなかに、ちょこっといれてもらうということで、ただし、施政方針のときだけに限るといれてもらっては。この件につきましても、もう一度、事務局から文面をもらって、みなさんにみていただきますから、そういうふうにしますけど。みてもらって良いか悪いかを判断してもらいたいということ。それでは、これで何もないければこれで議運を閉じたいとおもいますけれど。丹羽課長、今回最後でございますから、一言、あいさつをいただきたいとおもいます。はい、課長。よろしく願います。
- ◎議事課長（丹羽巧君） 2年間という短い間ではありましたけれども、みなさんには大変お世話になりました。まずは、心から感謝申し上げます。ほかの職員と比べますと、若干、早めの退職となりますが、一応、わたし、27年間努めていまして、私なりに頑張ってきたつもりであります。ここで、私の退職する理由は申し上げるつもりはございません。途中下車をする私とは違いますが、議員のみなさまには、前向きに議員活動を続けていただけることを信じておりますので、再来年の選挙には、20名全員の方が当選されることを、票はございませんけれども、岩倉から願っております。この4月からですが、実は、全く予定がないので、先を考えますと多少不安なことは感じますが、ちょっと早めの老後生活を楽しまたいとおもいます。暇は、十分にありますので、お金はないですけど。何か、人手等、必要なときは、喜んで駆けつけたいとおもいますので、何かありましたらご連絡をお待ちしています。最後になりましたが、私がこの2年間、本当に議会運営で右も左もわからないなかで、それなりに、完璧にはこなせたとはおもいませんが、それなりにやってこれたことも、皆様のおかげだとおもっておりますので、この場をおかりしまして感謝を申し上げますとともに、皆様の今後のご活躍を期待申し上げます。私からの最後のお礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。
- ◎委員長（矢幡秀則君） ご苦勞様でございました。2年間、本当に事務局側で、色々とお教えいただき、1人だけ、孤軍奮闘してもらってありがとうございました。身体には気をつけて頑張ってください。その他、何かありますか。何もないようでしたらこれで議会運営委員会を閉じます。おつかれさまでした。

〈閉会 午後3時31分〉